

第78回

添乗業務の資格とは

法務・コンプライアンス室
(監修 弁護士 三浦雅生)

今回は「添乗業務の資格」についておさらいします。

企画旅行の添乗業務には資格が必要

旅行業法第12条の11には、企画旅行に参加する旅行者に同行して旅程管理業務を行う者のうち主任の者(以下「旅程管理業務を行う主任者」)は、一定の要件を満たした有資格者でなければならないと規定されています。「企画旅行」とあるのでこの資格が必要なのは募集型および受注型企画旅行の添乗員であり、手配旅行ではこの資格が無くても添乗をすることは出来ます。また、「主任の者」とは添乗員が複数の場合の統括管理者(チーフ添乗員)をいい、この統括管理に属する他の添乗員は必ずしも有資格者である必要はありませんが、行程が異なる場合などで統括管理に属さない者がいる場合は、その者も有資格者である必要があります。

「旅程管理業務を行う主任者」たる資格要件とは

次に「一定の要件を満たした」資格要件と

しては、①適格要件、②研修の修了、③実務経験の3つが規定されています。①の「適格要件」については、旅行業法違反などで旅行業の登録拒否事由に該当しない者であること、②の「研修の修了」については、観光庁長官の登録を受けた「登録研修機関」による「旅程管理研修」を修了していること(修了試験合格者には「修了証明書」が交付されます)、そして③の「実務経験」は旅程管理実務経験(研修修了日の前後1年以内に1回以上又は3年以内に2回以上、海外添乗のためには海外の実務)が必要とされ、この3つの要件が揃って初めて「旅程管理業務を行う主任者」となることができるのです。なお、この実務経験については「企画旅行」における有資格者の統括管理に属する添乗の他、旅程管理業務を行う主任者の指導による旅程管理業務実務研修や手配旅行の添乗による旅程管理業務も対象となります。

当室には「昔取得した添乗資格が有効か?」との問い合わせが寄せられます。資格に有効期限はありませんので前述の3つの要件を満たしていれば有資格者と認められます。

ただし、平成8年4月1日の旅行業法改正以前に一般旅行業務取扱主任者(現行の総合旅行業務取扱管理者)あるいは国内旅行業務取扱主任者(現行の国内旅行業務取扱管理者)の各試験に合格した方々はこの時の法改正により、②の研修を修了したとみなされます(ただし、国内旅行業務取扱主任者試験の場合には「本邦内の実務経験」のみとなります)。大ベテランの方は再確認の必要があるかもしれません。

添乗の際には主任者証を

添乗に際しては、企画旅行実施会社(自社または(社)日本添乗サービス協会)が発行する「旅程管理業務を行う主任者証」を携帯し、請求があつた場合にはお客様へ提示することが通達で定められています(「旅程管理業務を行う主任者証の発行について」平成18年11月16日国総観事第96号)。

さて、この資格を持たない者が企画旅行の添乗をした場合にはどうなるか。登録行政庁は、その旅行業者に対して「旅程管理主任者規定違反」として行政指導を行い、それでも是正されない場合には旅行業法第19条第1項に基づき業務停止処分等を行うことになります。改めて添乗業務に関する資格の再確認と主任者証の適切な運用が行われているかを再点検してみてください。(岩本)